



東濃西部 消費生活相談のあれこれ

No.76

発行：東濃西部広域行政事務組合

新生活スタート時に気を付けたい消費者トラブル

春は進学や就職、転勤などに伴い一人暮らしを始めるなど、新しい環境で生活を始める学生や社会人が多くなる季節です。新しい人間関係ができることで、発生しやすい消費者トラブルがあります。

「必ず儲かる」と触れ込むサイドビジネスやマルチ取引、またエステティックサービスは、人間関係を利用して勧誘され、トラブルになって相談が寄せられるということが多い事例です。同様に、SNSを通じて知り合った人から勧誘されたというケースもあります。また、高額な契約をさせるために借金を勧められたりするという事例も少なくありません。せっかくできた人間関係を壊したくないという心理につけ込む、悪質な勧誘に気を付けましょう。契約によっては取消しや解約ができる場合があります。自分で抱え込まず、早め早めに最寄りの消費生活センターに相談しましょう。



こんな相談ありました



ネットでお試し価格と表示されていた化粧品を購入した。定期購入が条件だったが、いつでも電話で解約できると書いてあった。試して肌に合わなかったので解約しようと電話をすると、全然つながらない。やっと通じたらと思ったら、すでに解約申し出期間を過ぎていたといわれ解約できなかった。加えて複雑な解約手続きを説明され、本当に解約できるのか不安になった。

業者のHPを確認すると、確かに申し出期間の短い、複雑な解約手続きの表示があった。しかし、注文時にこの条件が表示されていたのであれば、それを了承して申し込んだことになり、従う必要があります。消費者としては、「いつでもやめれる」という定期購入の広告であっても、安易に申込みず、解約条件の詳細をよく確認する必要があります。

1月の相談件数

新規・継続合計

店舗購入	19件
訪問販売	13件
訪問購入	0件
通信販売	20件
連鎖販売	0件
電話勧誘	8件
送り付け商法	0件
無店舗販売	0件
不明・無関係	3件

*不明・無関係とは、上記分類に含まれないもの。

例えば、架空請求はがき等

消費生活相談窓口のご案内

※原則、相談は住所地の窓口をご利用ください

時間 / 10:00 ~ 16:00

相談 / 原則予約制

相談料 / 無料

予約 / 相談を受けたい窓口

月～金曜日 多治見市役所本庁舎 暮らし人権課 / 22 - 1134

火曜日 瑞浪市役所 生活安全課 / 68 - 9748

金曜日 土岐市役所 広報広聴係 / 54 - 1111

E-mail 相談 / kouiki@tono-seibu.org

東濃西部広域事務組合 消費生活巡回相談事業